

## 運賃保証サービス規約 兼 運賃保証サービス委託規約

本規約は、株式会社D r a l o g i（ドラロジ）（以下「当社」という。）の提供するオンラインサービス（名称：Dralogi（ドラロジ）。以下「本サービス」という。）に付帯して、本サービスの利用者（以下「契約者」という。）が本サービスに基づき契約者間で成立した運送契約に基づく運賃の不払い等が発生した場合に、当社がその運賃を保証するサービス（以下「本付帯サービス」という。）につき定めるものとします。契約者は、本付帯サービスに基づく保障を当社に委託します。

### 第1条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 当該運送契約：本サービスに基づき契約者間で成立した個別具体的な運送契約
- (2) 当該委託者：契約者のうち、当該運送契約における運送委託者（注文主）、かつ、本付帯サービスにおける保証委託者
- (3) 当該運送者：契約者のうち、当該運送契約における運送受託者（請負人）、かつ、本付帯サービスにおける被保証人
- (4) 当該運賃：当該運送契約における運送代金（ただし、遅延損害金は除きます。）

### 第2条（保証の条件1）

当社は、次の場合に、当該運送者に対し、当該運賃のうち支払を受けていない金員を保証し当該委託者に代わり支払います。

- (1) 次のいずれかの場合において当該委託者が当該運賃を支払わない場合。
  - ① 当該委託者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始又は特別清算の開始の申立があった場合。
  - ② 当該委託者が取引金融機関又は取引交換所の取引停止処分を受けた場合。
  - ③ 当該委託者の財産につき強制換価手続が開始された場合、仮差押命令が発せられた場合又は保全差押がなされた場合。
  - ④ 当該委託者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をした場合又は財産の分離の請求がなされた場合。
  - ⑤ 当該委託者がその財産につき管理人を置かないままその住所又は居所を去った後1年間を経過しても当該委託者の生存が確かめられない場合。
- (2) 当該委託者がその債務の支払期日から起算して1カ月間を経過しても当該債務を履行しない場合において当社が当該債務につき履行の見込みがないと判断したとき。

### 第3条（保証の条件2）

当社は、次の全ての条件を満たさない限り、前条の保証を行わないものとします。

- (1) 当該委託者及び当該運送者が本サービスに関する利用規約に違反していないこと。  
ただし、当該委託者の違反につき、当該運送者が当該運送契約成立時に知り得なかった場合はこの限りでない。
- (2) 当該運送契約における支払条件が毎月末日締めかつ翌月末日払であるか又は同支払サイトよりも短いものであること。
- (3) 当該運賃が当該委託者の履行遅滞発生後に成立した当該運送契約に基づくものでないこと。
- (4) 当該運送者が本規約に定める手続を遵守すること。
- (5) 当該委託者（1業者）に対する保証履行の金額が年額400万円（基準日は当社にお

いて別に定めます。以下同じ)、かつ、当社が本付帯サービスに基づく保証履行する総額が年額1億円以内であること(保証履行は、当社において第4条第4項に定める条件合致を確認できた順番とします。)

#### 第4条(保証の手続)

- 1 本付帯サービスを利用しようとする者は、次の手続を行うこととします。
  - (1) 当該委託者が当該運送契約に基づく支払期限に当該運賃を支払わない場合、不払い発生について速やかに当社へ連絡します。不払いの連絡があり次第、当該委託者のシステム利用を停止します。
  - (2) 連絡受領後、当社より「履行遅滞発生通知書」を案内します。当該通知書を支払期限から5営業日以内に当社へ提出します。
  - (3) 当該運送者は支払期限経過後速やかに当該委託者に、確定日付のある内容証明郵便で支払の催促の通知を行い、その配達証明書及び通知書の写しを当社に提出します。なお、当社が必要であると判断した場合、当該運送者に代わり当社が支払の催促をすることを当該運送者は予め承諾していただきます。
  - (4) 当該運送者が1カ月が経過しても当該委託者から当該運賃の支払を受けられない場合、当社の定める「債務履行見込通知書」を当社に提出します。
- 2 前項(1)の通知を行った当該運送者は、当該委託者から支払期日以降に当該運賃の全部又は一部の支払を受けた場合、速やかに書面又はメールにて当社に報告します。
- 3 当社は、必要に応じ、当該運送者に対し、当該運送契約に関する情報・書面、当該運送者に関する情報等を提供・提出を求めることができ、当該運送者は誠実にその依頼に協力していただきます。
- 4 当社は、当該運送者からの前3項の保証の手続をすべて受付した後、手続内容を精査確認し、本付帯サービスの条件に合致することが確認できましたら、本付帯サービスの利用を申し出た当該運送者に対し、当該運賃の全部又は一部を支払います。

#### 第5条(債権譲渡)

- 1 当該運送者は、本付帯サービスの利用により当該運賃の保証を受けようとする場合、支払われるべき保証の額を限度として、当該委託者に対する一切の権利を当社に譲渡していただきます。
- 2 当該運送者は、当社から保証の履行を受けた際に、前項の権利を保全又は行使するために必要な一切の書類を当社に交付していただきます。なお、保証の履行を受けた後においても、当社が必要と認めた書類の交付を求めた場合には、これに応じていただきます。

#### 第6条(担保権の行使)

当社は第5条に基づき債権の譲渡を受けた後、担保権の行使として当該委託者に対して運賃支払いの催促を行います。

#### 第7条(サービス内容の変更・停止等)

- 1 当社は、本付帯サービスを利用する者に対し、当面、利用料等をいたしません。
- 2 当社は、本付帯サービスの利用状況により、いつでも本付帯サービスの内容を変更することができ、又は本付帯サービスの提供を停止することができます。
- 3 前項の場合、当社は契約者に対し通知又は本サービス上で掲示します。
- 4 前項の通知又は掲示したいずれか早い時期以降に成立した当該運送契約については、本付帯サービスの対象外となります。

#### 第8条(本規約の変更)

- 1 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後に成立した当該運送契約に関する本付帯サービスについては、変更後の新規約に従うものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、14日以上の予告期間をおいて、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知又は本サービス上に表示するものとします。ただし、変更が軽微で契約者に特に不利益にならないと当社が判断した場合は、通知しないものとします。

#### 第9条（準拠法及び裁判管轄）

本付帯サービスに関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定 2021年6月16日